

# 荷主の皆様へのお願い

一部の重量オーバーの車両が道路の劣化を早めています！  
一定の大きさ・重さを超える車両（特殊車両）での通行には、  
道路管理者の「**特殊車両通行許可**」又は「**特殊車両通行確認**」  
（裏面参照）が必要になります。

運搬を請負人に依頼する際は、通行許可又は通行確認を取って、  
通行条件や重量を守るように働きかけをお願いします。

## ◇コンクリート床版への影響の試算

橋梁のコンクリート床版の劣化への影響度は、  
重量（軸重）の約1.2乗に比例



## ◇橋梁の路面に穴が開いた事例



重量オーバーの車が  
通行したため、床版  
（車両を直接支える  
部材）に穴が開いて  
しまった事例です。



## 国土交通省からの4つのお願い



1

### 適正な依頼時期にご協力を

- 請負人は依頼を受けてから通行許可取得までに**一定の時間**を要するため、注文者は余裕を持った依頼や輸送計画の策定にご配慮願います。

2

### 荷主にも責任があります

- 請負人に法令違反があれば、注文者にも責任が及ぶ場合があります。（荷主勧告）

3

### 請負人側のリスクにご理解を

- 法令違反があれば、請負人に対し、ペナルティ（罰則）が科せられる場合があります。

4

### 適正な費用負担が必要です

- 通行条件によって誘導車を配置する場合は、注文者は請負人に対して適正な費用の支払いが必要です。

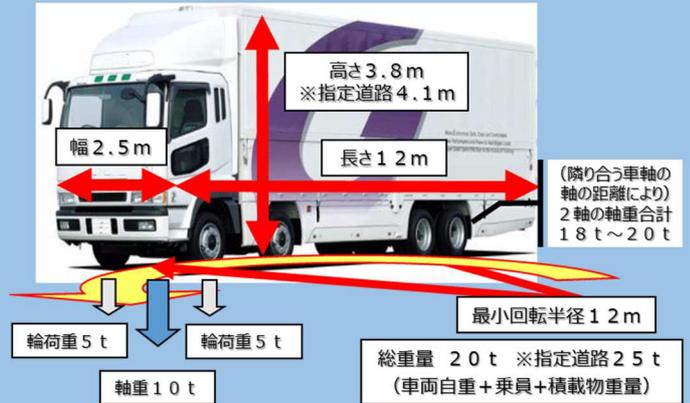
※注文者：元請、直近上位の下請など 請負人：下請、運送事業者など



## <特殊車両通行許可制度の概要>

- 道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両は、道路構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため、原則として通行できません。（道路法第47条）
- 車両の構造又は車両に積載する貨物を審査し、やむを得ないと道路管理者が認める場合に限り、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、車両の通行を許可する「特殊車両通行許可制度」がもうけられています。（道路法第47条の2）

### 車両制限令に基づく車両の一般的制限値



※一般的制限値を一つでも超える車両の通行には許可が必要になります。

## 新たな特殊車両通行確認制度が始まります

改正後の道路法により、寸法、重量等に係る一定の限度を超える車両（限度超過車両）を通行させようとする者が、あらかじめ国の登録を受けた車両（登録車両）について、従来の許可申請手続きに代えて、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる制度が新たに創設され、令和4年4月1日から運用が始まります。

